

付編 大規模事故等対策

大規模な事故及びその他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や災害拡大の防御対策等の措置を講ずる必要がある。その場合の市及び関係機関等の対策は《震災編》に準じた対策を取るものとする。

第1章 航空機事故対策

本市は、西部地域がアメリカ空軍横田飛行場と隣接している関係上、基地内部での大規模火災や航空機の墜落等による、自然災害以外の大規模事故による被災も想定されるものである。

このため、日頃から関係機関と十分な連携を図りながら、事前の対策及び事後発生後の情報連絡体制について十分に協議し、対応を講じておく必要がある。

第1節 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議

1 設立の経緯及び背景

昭和52年9月27日、厚木飛行場を離陸した米軍空母ミッドウェーの艦載機RFファントム機が横浜市緑区荏田町の宅地造成地に墜落炎上し、周辺家屋の全焼とともに多数の死傷者を出す大惨事が発生した。これを受けて、日米合同委員会は、下部機関である事故分科委員会に対し、事故調査の徹底とともに再発防止のための勧告を行った経過がある。この勧告を踏まえ、防衛施設庁長官は航空機事故が発生した場合における連絡体制に万全を期すため、昭和53年9月21日付で各防衛施設局長に対し国内の米軍主要飛行場（三沢、横田、厚木、岩国、嘉手納）の周辺の連絡調整体制の整備と基地関係機関相互の連絡協議会の整備について通達をしている。

一方、防衛事務次官も同日付をもって陸海空の各幕僚長に対して自衛隊が使用する飛行場の周辺における同種の連絡調整体制を整備するよう指示を行っている。

東京都においては、北に隣接する埼玉県においては航空自衛隊の入間飛行場が、南に隣接する神奈川県においては海上自衛隊と米海軍が共同使用している厚木飛行場が存在しており、厚木飛行場以外はその管制圏が重なっている状況にある。

このようなことから、東京都分については米軍と自衛隊が別々にではなく、これらの各飛行場を包括する形で連絡調整体制を整備することとなり、東京都関係の連絡調整体制の関係機関は、各飛行場の航空管制圏、つまり飛行場の中心から半径9kmの都内22市町、東京都、稲城市消防本部、東京消防庁、警視庁、横田防衛施設事務所及び東京防衛施設局並びに立川、厚木及び入間の各自衛隊及び横田及び厚木両飛行場の米軍からなる33機関をもって、昭和56年2月24日に「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」が発足するに至った。

2 緊急連絡先

連絡会議における本市の緊急連絡者職名は以下のとおりである。

機関名	勤務時間内				時間外
	連絡者		電話番号		電話番号
武蔵村山市	正	副	内線（正）	内線（副）	
	総務部長	防災安全課長	320	331	

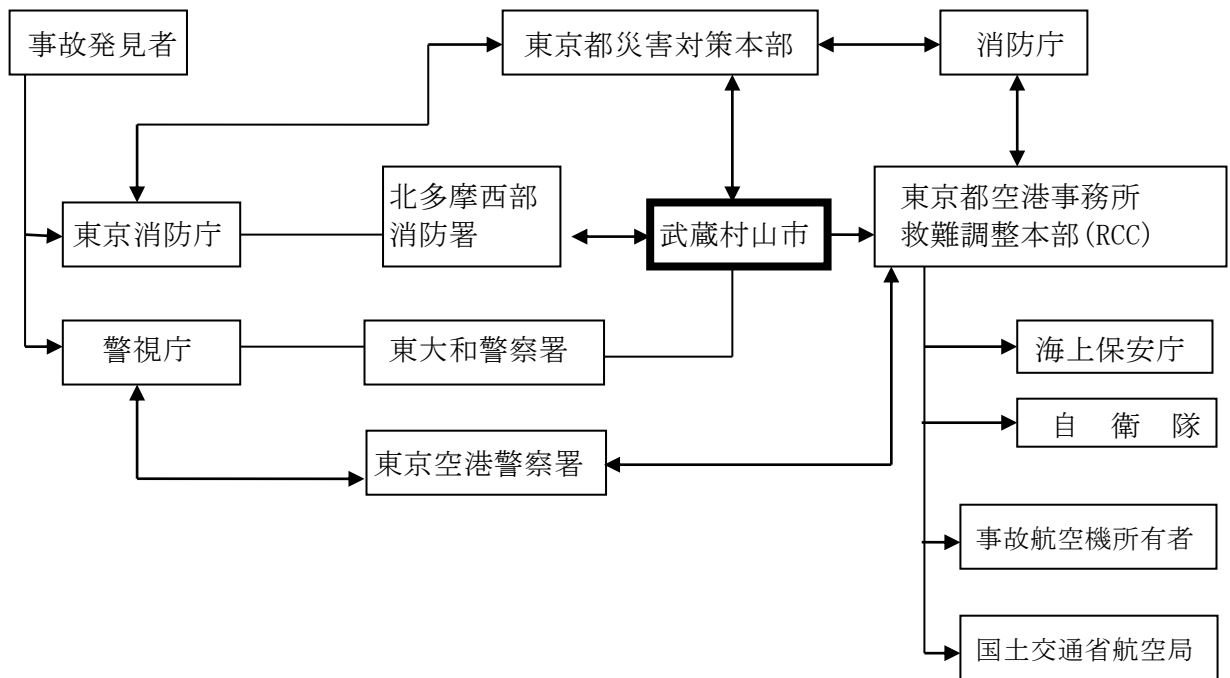
第2章 航空事故等応急活動体制

第1節 航空事故等発生時の情報連絡体制

本市内及び隣接する市町等で航空事故が発生し、又は事故発生を目撃通報を受けたときは、別図「航空事故通報経路図」に基づき、速やかに関係機関に通報するものとする。

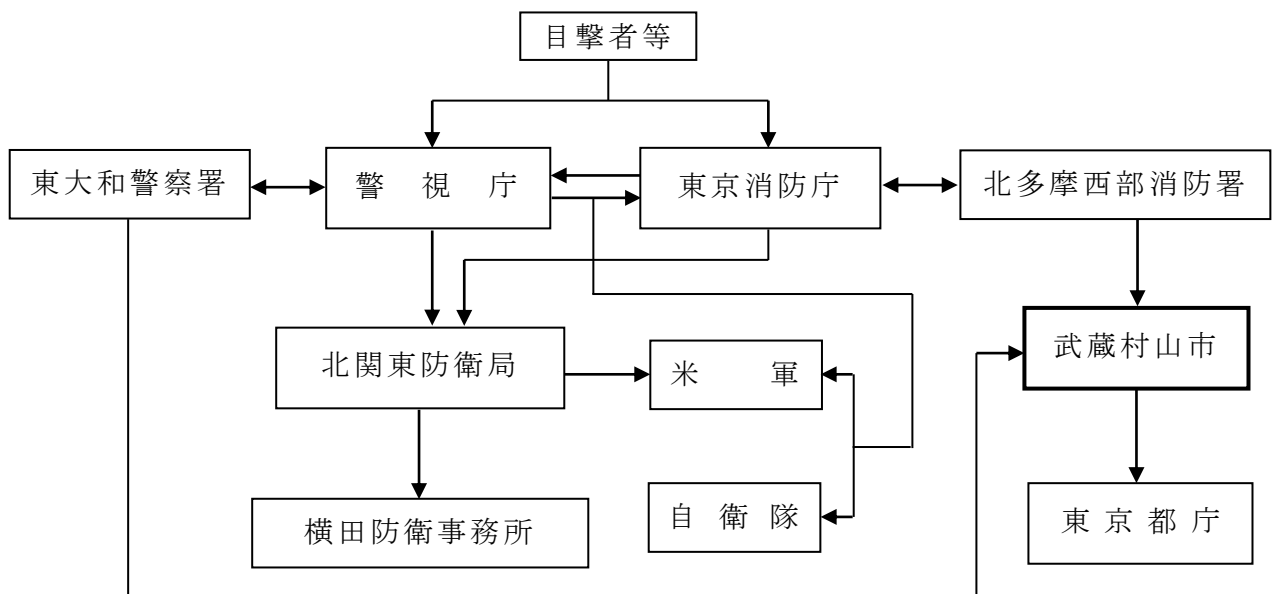
航空機事故通報経路図

1 民間航空機事故発生時の連絡

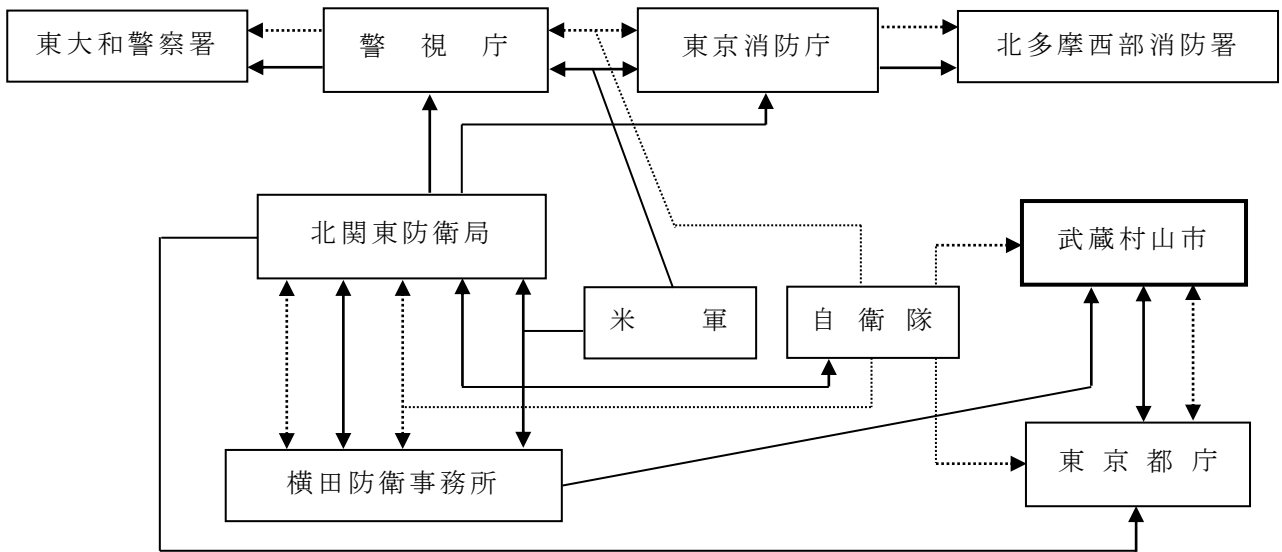


2 自衛隊機又は米軍機事故発生時の連絡

(1) 目撃者等からの通報経路



(2) 米軍又は自衛隊からの通報経路



凡	例
—————	米軍航空事故等に係る通報経路
.....	自衛隊航空事故等に係る通報経路

第2節 関係防災機関の救援活動態勢

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により、関係防災機関は次の活動を行う。

1 米軍機自衛隊機事故被災者救援活動分担表

区分	活動内容	警察		消防		自衛隊		東京都		市・町		防衛局	
		米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
負傷者 救援	(1) 救援活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2) 救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3) その他（転院等）					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1) 消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2) 警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3) 立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4) 現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6) 通信輸送					○	◎			○		◎	
財産被災 者救援	(1) 財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2) 仮住居の斡旋提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3) 生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 ※◎は、主務機関を示す。 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。												

2 事故時の応急措置

(1) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- ア 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- イ 事故発生の日時、場所
- ウ 事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- エ その他必要事項

(2) 現地連絡所等の設置

- ア 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- イ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換、被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

第3節 市の活動体制

航空事故等発生時における市の活動体制は、その突発性、広域性等を考慮し、震災時における活動体制に準じた体制を取るものとする。

第3章 大規模事故等における救助・救急計画

大規模事故等発生時には、局地的に多数の救助・救急事象の発生が予想されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な対応により救助・救急活動の万全を期すことが必要である。

第1節 機関活動体制

機関名	内容
北多摩西部 消防署 及び 東大和警察署	<ol style="list-style-type: none">活動方針 広域災害又は局地的大災害による多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力体制を確保し、迅速な救助救急活動を行う。活動態勢・内容 活動態勢及び内容については、第3部災害応急・復旧計画第6章第1節「救助・救急活動態勢等」の定めるところによる。